

第四十六回国会 農林水産委員会 議 録 第二十九号

昭和三十一年四月一日(水曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 高見 三郎君

理事 小山 長規君 理事 坂田 英一君

理事 長谷川 四郎君 理事 本名 武君

理事 赤路 友藏君 理事 足鹿 覺君

理事 芳賀 貢君

伊東 隆治君 池田 清志君

宇野 宗佑君 大坪 保雄君

加藤 精三君 飯谷 忠男君

吉川 久衛君 小枝 一雄君

野原 正勝君 藤田 義光君

松田 鐵藏君 三田村 武夫君

巨 四郎君 角屋 堅次郎君

東海林 稔君 橋崎 弥之助君

西村 関一君 松浦 定義君

湯山 勇君 稻富 稜人君

林 百郎君

出席國務大臣

農林大臣 赤城 宗徳君

出席政府委員

農林政務次官 丹羽 兵助君

農林事務官 昌谷 孝君

(農政局長)

(農林事務官) 丹羽 雅次郎君

(農地局長)

(農林事務官) 檜垣 徳太郎君

(畜産局長)

水産庁長官 庄野 五一郎君

委員外の出席者

専門員 松任 谷健太郎君

本日の会議に付した案件

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)(参議院)

第一類第八号 農林水産委員会議録第二十九号 昭和三十一年四月一日

院送付)

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

農林水産業の振興に関する件(昭和三十一年度畜産物告示価格並びに乳価の中央調停等)

〇高見委員長 これより会議を開きます。

参議院送付にかかる中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたしました。

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案

中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「千トン以下」を「千トン(水産業協同組合(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十八条第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る漁業協同組合の組合員たる法人にあつては、千トン)以下」に改め、同条第二項中「水産業協同組合(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七条第一項第一号

及び第二号の事業を行う漁業協同組合連合会」を「水産業協同組合(昭和二十三年法律第二百四十二号)第一号及び第二号の事業を行なう漁業協同組合、同法第八十七号第一項第一号及び第二号の事業を行なう漁業協同組合連合会」に、「及び資金の融通」を並びに資金の融通」に改める。

第四条第一号中「会員の債務」を「会員の(口に掲げる資金については、会員が漁業協同組合である場合には、その組合員を含む)の債務」に改め、同号ロ中「(会員の)の下に」を「(会員が漁業協同組合である場合には、その組合員を含む)の下に」に改め、同号ハ中「(水産加工工業協同組合及び水産加工工業協同組合連合会を除く)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 協会は、前項に掲げる業務の外、左に掲げる業務を行なうことができる。

一 左に掲げる資金の借入れによる金融機関に対する会員(ロに掲げる資金については、会員が、水産加工工業協同組合である場合には、その組合員を含む)の債務の保証

イ 会員たる水産加工工業協同組合がその組合員に対しその水産加工工業の経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

ロ 会員(会員が、水産加工工業協同組合である場合にはその

組合員を含む、漁業協同組合である場合にはその組合員とする)の組合員と

組合員たる水産加工工業協同組合がその組合員に対しその水産加工工業の経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

ロ 会員(会員が、水産加工工業協同組合である場合にはその

組合員を含む、漁業協同組合である場合にはその組合員とする)の組合員と

組合員たる水産加工工業協同組合がその組合員に対しその水産加工工業の経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

ロ 会員(会員が、水産加工工業協同組合である場合にはその

組合員を含む、漁業協同組合である場合にはその組合員とする)の組合員と

組合員たる水産加工工業協同組合がその組合員に対しその水産加工工業の経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

ロ 会員(会員が、水産加工工業協同組合である場合にはその

組合員を含む、漁業協同組合である場合にはその組合員とする)の組合員と

組合員たる水産加工工業協同組合がその組合員に対しその水産加工工業の経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

ロ 会員(会員が、水産加工工業協同組合である場合にはその

組合員を含む、漁業協同組合である場合にはその組合員とする)の組合員と

組合員たる水産加工工業協同組合がその組合員に対しその水産加工工業の経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

ロ 会員(会員が、水産加工工業協同組合である場合にはその

組合員を含む、漁業協同組合である場合にはその組合員とする)の組合員と

組合員たる水産加工工業協同組合がその組合員に対しその水産加工工業の経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

ロ 会員(会員が、水産加工工業協同組合である場合にはその

組合員を含む、漁業協同組合である場合にはその組合員とする)の組合員と

組合員を含む、漁業協同組合である場合にはその組合員とする)の組合員と

組合員たる水産加工工業協同組合がその組合員に対しその水産加工工業の経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

ロ 会員(会員が、水産加工工業協同組合である場合にはその

組合員を含む、漁業協同組合である場合にはその組合員とする)の組合員と

組合員たる水産加工工業協同組合がその組合員に対しその水産加工工業の経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

ロ 会員(会員が、水産加工工業協同組合である場合にはその

組合員を含む、漁業協同組合である場合にはその組合員とする)の組合員と

組合員たる水産加工工業協同組合がその組合員に対しその水産加工工業の経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

ロ 会員(会員が、水産加工工業協同組合である場合にはその

組合員を含む、漁業協同組合である場合にはその組合員とする)の組合員と

組合員たる水産加工工業協同組合がその組合員に対しその水産加工工業の経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

ロ 会員(会員が、水産加工工業協同組合である場合にはその

組合員を含む、漁業協同組合である場合にはその組合員とする)の組合員と

組合員たる水産加工工業協同組合がその組合員に対しその水産加工工業の経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

ロ 会員(会員が、水産加工工業協同組合である場合にはその

組合員を含む、漁業協同組合である場合にはその組合員とする)の組合員と

組合員たる水産加工工業協同組合がその組合員に対しその水産加工工業の経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

ロ 会員(会員が、水産加工工業協同組合である場合にはその

組合員を含む、漁業協同組合である場合にはその組合員とする)の組合員と

組合員たる水産加工工業協同組合がその組合員に対しその水産加工工業の経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

ロ 会員(会員が、水産加工工業協同組合である場合にはその

組合員を含む、漁業協同組合である場合にはその組合員とする)の組合員と

組合員たる水産加工工業協同組合がその組合員に対しその水産加工工業の経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

ロ 会員(会員が、水産加工工業協同組合である場合にはその

組合員を含む、漁業協同組合である場合にはその組合員とする)の組合員と

組合員たる水産加工工業協同組合がその組合員に対しその水産加工工業の経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

ロ 会員(会員が、水産加工工業協同組合である場合にはその

組合員を含む、漁業協同組合である場合にはその組合員とする)の組合員と

組合員たる水産加工工業協同組合がその組合員に対しその水産加工工業の経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

ロ 会員(会員が、水産加工工業協同組合である場合にはその

組合員を含む、漁業協同組合である場合にはその組合員とする)の組合員と

組合員たる水産加工工業協同組合がその組合員に対しその水産加工工業の経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

ロ 会員(会員が、水産加工工業協同組合である場合にはその

組合員を含む、漁業協同組合である場合にはその組合員とする)の組合員と

組合員たる水産加工工業協同組合がその組合員に対しその水産加工工業の経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

ロ 会員(会員が、水産加工工業協同組合である場合にはその

代わつて債務を弁済したことに

より取得した求償権を有するこ

と。

二 当該会員が漁業協同組合又は

水産加工工業協同組合である場合

において、協会は、当該組合の

組合員の借り入れた第四号第一

項第一号ロ若しくは第二項第一

号ロに掲げる資金に係る債務を

当該組合の組合員として保証し

ていること又はその組合員とし

ていた保証に係る債務を当該組

合員に代わつて弁済したことに

より取得した求償権を有するこ

と。

第十八条第二項中「会員が脱退し

た時に協会は、その債務を保証し

てるとき、又は当該会員に代つて債務

を弁済したことにより取得した求償

権を有しているとき」を「会員の脱

退の際当該会員につき前条第一項第

一又は第二号に掲げる事由の存す

るとき」に、「その債務につきその

者」を「当該各号の保証をしている

債務につきその債務者」に、「当該

求償権」を「当該各号の求償権」に、

「その者に対し」を「その脱退した者

に対し」に改める。

第二十四条第一項第一号中「若し

くは漁業生産組合」を「漁業生産

組合若しくは水産加工工業協同組

合に「准組合員を除く」を「准組合

員を除き、法人にあつてはその代表

者とする」に改め、「漁業協同組合

連合会」の下に「若しくは水産加工

工業

協同組合連合会」を加え、同項第二号中「漁業を営む法人（水産業協同組合を除く）」を「法人（水産業協同組合及び地方公共団体を除く）」に改める。

第三十一条第三項中「十日前」を「一週間前」に改める。

第三十三条の次に次の一条を加える。

（役員）の協会及び第三者に対する責任）

第三十三条の二 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、協会に對して連帶して損害賠償の責めに任じなければならない。

2 役員がその職務を行なうに当たつて悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に對して連帶して損害賠償の責めに任じなければならない。

第三十八条第一項第六号を削る。

第四十二条第一号中「預金」の下に「又は金銭信託」を加え、同条第二号中「又は定款で定める金融機関の発行する債券」を「その他主務大臣の定める有価証券」に改める。

第四十三条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 漁業協同組合及び水産加工業協同組合（金融機関に該當するものを除く。）

二 漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会

第四十三条第二項中「漁業協同組合及び漁業協同組合連合会」を「水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）」に、「及び第八十七条を、第八十七条、第九十三条及び第九十七

条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十六条の規定にかかわらず、第一項の規定による業務の委託を受け、当該業務を行なうことができる。

第五十条第三号中「会員資格」を「第十條第一項又は第二項に規定する者に係る会員資格」に改める。

第六十二条第三項に次のただし書を加える。

ただし、政令で別段の定めをしたときは、その定めるところによる。

第七十条第一項中「第四條第一号」を「第四條第一項第一号又は第二項第一号」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

中小漁業の振興を図るため、漁業協同組合を中小漁業融資保証制度における金融機関とするともに、漁業信用基金協会が会員たる漁業協同組合の組合員及び会員たる水産加工業協同組合等の金融機関に対する債務の保証をなしうることとし、あわせて漁業信用基金協会の管理に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○高見委員長 丹羽農林政務次官。

○丹羽（兵）政府委員 中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案につき、その提案理由を御説明申し上げます。

中小漁業融資保証制度は、中小漁業者の漁業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、金融機関の中小漁業者等に対する貸し付けについて漁業信用基金協会がその債務を保証し、かつ、その保証につき政府が保証を行なう制度でありまして、昭和二十七年に発足し、以来十年余の間中小漁業者に対する信用の補完を通じて、中小漁業の振興の上に重要な役割を果たしてきて

いるのであります。しかしながら、最近における沿岸漁業を中心とする中小漁業の現状に徴してみまますならば、その資金需要にこそ四隅に及び得るためにも、また特に沿岸漁業構造改善事業の円滑な推進を確保する上からも、本制度の拡充をはかることがきわめて必要と考えられるのであります。

そのためには、政府は、明年度から政府の保険料率の引き下げを行なうほか、毎年拡大してまいりました政府の保険に付し得る保証金額の総額を一そう大幅に増加する等の措置を講じてまいる所存であります。この法律におきまして、沿岸漁業者及び系統金融の实情に即応して改善を加える必要があると存するのであります。このため、沿岸漁業者への融資の円滑化の推進及び水産加工業者等に対する信用補完の授与に関する所要の改正を行なつて中小漁業の振興に寄与せしめるとともに、漁業信用基金協会の管理等に関する規定を整備しようとするのがこの法律案を提出いたしました理由であります。

ます。

次に、法律案の主要な内容につき御説明申し上げます。

第一は、沿岸漁業者への融資の円滑化の推進についての改正であります。その第一点は、信用事業を行なう漁業協同組合を本制度における金融機関とすることでありまして、現在本制度におきましては、漁業協同組合が組合員に貸し付けるべき資金を農林中央金庫または信用漁業協同組合連合会から借り入れる段階で保証を付しているのが、大部分を占めておりますが、この改正によって漁業者が漁業協同組合から資金を借り入れることによって負担する債務を直接に漁業信用基金協会が保証し得る道を開くこととなるわけでありまして、

その第二点は、以上の改正にあわせ、漁業信用基金協会は、会員以外の者の債務は保証しないこととなつておりますのを改め、会員たる漁業協同組合の組合員の債務を保証し得ることとしたこととあります。これによって、沿岸漁業者等はみずから出資して協会の会員とならなくとも、本制度の対象となり得ることとなるわけでありまして、

第二は、水産加工業の経営に必要な資金の借り入れに對する信用補完の授与についてであります。近年における漁獲物の利用配分の状況を見ますと、水産加工業において漁獲物の相当な部分が処理されておりますが、水産加工業者は、漁獲物の価格維持及び価値の向上に重要な役割をになつておりますので、水産加工業の振興をはかることがきわめて必要となるに至つてい

ます。したがって、この際、

水産加工業の経営に必要な資金の融通の円滑化をはかるため、漁業信用基金協会を通ずる信用補完の制度を利用することとして、漁業の振興に資することとしたのであります。すなわち、漁業信用基金協会は、漁業の経営に必要な資金の融通の円滑化という本来行なうべき業務のほかに、水産加工業の経営に必要な資金の融通の円滑化のための業務をも行ない得ることとし、このために必要な範囲内において、漁業信用基金協会は、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び水産加工業協同組合の組合員資格を有する水産加工業を営む者をその会員たる資格を有する者とすることができるといたしましたのであります。

第三は、漁業信用基金協会の管理等についてであります。これにつきましては、役員は、責任の明示、余裕金の運用の方法の緩和、解散の場合における残余財産の処分の方法等につき必要規定を整備を行ない、協会の運営の円滑化をはかることとしたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○高見委員長 引き続き補足説明を聴取いたします。庄野水産庁長官。

○庄野政府委員 ただいま中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由の御説明がございましたが、この法律案の内容につきまして、若干補足説明を申し上げます。ただいまの提案理由説明にございましたように、中小漁業融資保証制度は、中小漁業の振興の上に重要な役割を

を果たしてきているのでありますが、現在漁業信用基金協会は三十九協会が設立されており、本制度発足以来の保証累計額は、昭和三十七年度末までに六百四十九億円となつております。本制度の拡充につきましては、本国会で成立いたしました三十九年度予算におきまして、漁業信用基金協会の政府へ納入すべき保険料の率を本年度より年二%から年一・七五%に引き下げるのと、毎年逐次拡大してまいりました政府の保険に付し得る保証金額の総額を後年度の百四十億円から本年度は二百十億円へと大幅に増加すること等を予定しておりまして、この法律の改正と相まって、その実効を期してまいることといたしております。

以下法律案の内容につき御説明申し上げます。

第一は、沿岸漁業者への融資の円滑化の推進についての改正であります。

その一は、信用事業を行なう漁業協同組合を本制度の金融機関とすることについてであります。これは法第二条第二項の改正になります。本制度の対象となる金融機関は法律におきましてその範囲を規定しているものでありますが、現行法におきましては、金融機関は、農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会、銀行及び資金の融通を業とするその他の法人であつて政令で定めるものと定義されており、政令におきまして信用金庫を指定しているのであります。信用事業を行なう漁業協同組合を本制度の金融機関から除外してありますのは、本法制定当時の漁業協同組合の事業の内容、系統金融の実情等にかんがみてやむを得ない措置であつたわけでありまして、最近の漁業協同組

合の状況は、本法制定当時比べますと、その事業の内容等が相当充実してまいつてきていることなどかなりの変化が見られますことにかんがみまして、この際漁業協同組合を金融機関に加えることにいたしましたのであります。この改正により沿岸漁業者に最も近い金融機関である漁業協同組合からの沿岸漁業者に対する融資の促進をはかつてまいらうといたしておりますのであります。

その二は、基金協会の会員たる漁業協同組合の組合員でみずから基金協会の会員でない者の債務を直接に基金協会が保証できることとするところについてであります。これは法第四条第二項の改正になるわけでございまして、現行法におきましては、基金協会は、漁業協同組合が沿岸漁業者に貸し付けるために必要な資金をいづゆる転貸し資金として上部系統金融機関から借り入れる際に保証するほか、個々の漁業者が基金協会に出資してその会員となつておれば、その債務を保証することもできるのであります。沿岸漁業者の大部分は基金協会の保証を受けるためにみずから出資することは困難であると考へられます。これらの沿岸漁業者への融資をより円滑にするため、それらの者がみずから出資することを要せず、直接に基金協会の保証を受けられることといたしましたのであります。

以上の二点の改正によりまして、沿岸漁業者は、その所属する漁業協同組合が基金協会の会員であり、その組合が本制度上の金融機関となつていて、組合におきましては、みずから出資することを要せずして漁業協同組合からの融資を基金協会の保証に付することが

できますので、融資の円滑化を期待し得るのであります。

改正の第二の内容は、水産加工業者等に対する信用補充の授与に関する改正であります。

その一は、基金協会の水産加工業に関する業務についてであります。これは法第四条第二項の改正に相なるわけでございまして、その内容としては、第一に、水産加工業協同組合がその組合員たる水産加工業者に対しその経営に必要な資金を貸し付けるために必要ないづゆる転貸し資金の保証、第二に、水産加工業者の経営に必要な資金の保証、第三に、水産加工業協同組合及び同連合会の販売購買資金等の事業資金の保証を対象としております。これらはいずれも被保証人が基金協会の会員となつていて、場合に限つておりますが、水産加工業の経営に必要な資金の保証につきましては、漁業経営に必要な資金の保証の場合と同様に、会員が、水産加工業協同組合である場合には、その組合の組合員はみずから出資して基金協会の会員となつていなくても、基金協会から直接に保証を受け得ることとしております。

その二は、基金協会の会員資格についてであります。これは法第十条第三項の改正になるわけでございまして、すなわち、基金協会が水産加工業に関する業務を行なう場合には、その業務に必要な範囲内において、水産加工業協同組合等で基金協会の定款で定めるものを、会員たる資格を有する者とする

ことができるようにしております。その範囲は、基金協会の業務が本来中小漁業の振興を目的としておりますことを考慮すれば、漁業との関連が深いおぼ漁村的な加工業者を主とすることが適當でありますので、水産業協同組合法における水産加工業協同組合及びその連合会と、水産加工業協同組合または漁業協同組合の組合員資格を有する加工業者すなわち水産加工業を営む個人及び常時従業員四十人以下の水産加工業を営む法人に限ることとしたしております。

なお、政府が各基金協会との間に締結する保険契約の内容には、基金協会が行なう水産加工業関係の債務の保証を加えることといたしております。これは法第七十条第一項の改正でござい

第三は、基金協会の管理に関する規定の整備についてであります。

その一は、第一及び第二に申し述べました改正に伴う規定の整備であります。まず会員の脱退及び出資の払い戻しについてであります。会員たる漁業協同組合または水産加工業協同組合は、その組合員が借り入れた資金につき基金協会がその組合の組合員として保証しているときまたはその保証にか

かる求償権を有しているときは、これらの組合員に基金協会の保証または求償権があるときと同様、任意に脱退し得ず、または出資金の払い戻しを停止されることがあることといたしております。次に、基金協会の役員、被選挙権を有する者に、会員となつた水産加工業関係の組合員または会員の代表者を加えることといたしております。これは法第二十四条の第一項の改正になります。また基金協会は、水産加工業協同組合等に対してその業務の一部を委託し得ることといたしております。これは法四十三条第一項の改正でございま

す。

その二は、基金協会の運営の円滑化をはかるためのその他の規定の整備であります。総会招集の通知期限を水産業協同組合のそれと同様に短縮すること、これは第三十一条第三項の改正、役員、協会の及び第三者に対する連帯責任を明定すること、これは法第三十三条の二でございまして、及び不動産の取得を総会の決議事項から除くことがそれでありまして、法第三十八条の改正でござい

以上の改正のほか、次の事項についても規定の整備をいたしております。

その一は、本制度上における中小漁業者は、現行法では漁業を営む法人につきましては常時従業員三百人以下であり、かつ、使用漁船の合計総トン数が千トン以下のものに限つていたのでありますが、昭和三十七年に行なわれ

た改正後の水産業協同組合法における業種別漁業協同組合の組合員資格とあわせまして、業種別漁業協同組合の組合員である者にあつては、経営規模の上限を二千トンにまで引き上げることとしております。これは法第二条の第一項の改正に相なります。

その二は、基金協会の設立の認可に関する規定について、現行法におきましては、区域及び会員資格を同じくする協会が重複して設立されることを制限しておりますが、水産加工業関係の組合員資格が加えられたこととかわりなく、この制限は変更しないことといたしております。法第五十条の改正でござい

その三は、協会が解散した場合における残余財産の処分に関する規定の改正をしたこととあります。法第六十二

条第三項の改正になります。現行法におきましては、清算人はまず債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各会員に対し、出資口数に応じて分配するのでありますが、その分配額は、その出資額を限度としており、分配の結果なお残余財産がある場合においては、その残余財産はすべて国庫に帰属し、中小漁業融資保証特別会計の歳入になることとなっております。

今回の改正はこれを一律に国庫に帰属することとし、政令で別段の定めをした場合には、その政令の定めによることとし、他に適当な帰属先のある場合に対処し得ることとしたしております。

以上をもちまして中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案の補足説明といたします。

○高見委員長 次に、内閣提出にかかる農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

補足説明を聴取いたします。昌谷農政局長。

○昌谷政府委員 ただいま議題となりました農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案の内容につきまして、少し詳しく御説明申し上げます。

この法律案は、給付の水準を国家公務員共済組合、私立学校教職員共済組合等の他の共済組合制度に準じて引き上げることと主要な内容とし、あわせてこの制度の円滑な運営をはかるための所要の規定の整備を行なうこととしております。

る点につきまして、逐条的に御説明申し上げます。

まず、第二十条におきまして、標準給付の月額を改正し、標準給付の月額を従来より三万円から六万円に、最高を従来より五万二千円から七万五千円に引き上げることとしたしております。これは、最近における組合員の給付の一般的な上昇を考慮し、標準給付と現実の給付との乖離の是正に資するものでございます。

第二十一条におきましては、平均標準給付の算定の基礎期間を三年に改正いたしております。従来は五年でありましたが、これに比べて、改正後における平均標準給付の額は、一般的に従来より引き上げられることとなるわけであり、給付額は平均標準給付を基礎とし、これに一定の給付率を乗じて算定されるものでありますから、この改正は、給付率の引上げと相まって、一般的に給付水準の向上に資することとなるものであり、今回の改正の眼目の一つでございます。

次に、第二十三条から第三十四条までの改正の中で、特に御説明を要しますのは、第二十三条の二、第二十四条及び第二十五条の改正であります。第二十三条の二は、退職年金と障害年金との調整をはかる規定でありまして、退職年金と障害年金を支給すべき事由に該当するときは、受給者に有利ないずれか一つの給付を行なうこととしております。第二十四条と第二十五条は、遺族の範囲についての改正であります。従来一時金を受ける遺族は、必ずしも死亡した組合員の収入によって生計を維持していたことを要しない等の点で年金を受ける遺族よりその範

囲が広がったのでありますが、これを年金を受ける遺族の範囲に一致させることとしたしております。これは、生活保障の見地からは、年金も一時金も遺族の範囲を異にするべき理由はないという趣旨で、国家公務員共済組合等の他の共済組合制度が、その改正の際にとった方向にならったものであります。

次に、具体的な給付の内容について御説明申し上げます。

その一は、第三十六条及び第三十七条の退職年金についてであります。退職年金は、二十年以上の組合員期間を有する者に対して支給されるものであります。組合員期間が二十年の者に対する退職年金の額は、従来は、平均標準給付の年額の百分の三十三・三（四月份分）でありましたが、これを平均標準給付の年額の百分の四十といたしております。また、組合員期間が二十年をこえる場合は、そのこえる一年について、従来は平均標準給付の年額の百分の一・一（四月份分）を加算することとしておりましたが、この率を百分の一・五に改めることとしたしております。

なお、新たに三万五千五百二十円の最低保障額を設け、一方平均標準給付の年額の百分の六十という最高限度を設けることとしたしております。

その二は、第三十七条の二の通算退職年金についてであります。通算退職年金の支給の前提となります組合員期間は、従来六カ月以上二十年未満でありましたが、他の共済組合制度にならう一年以上二十年未満としております。なお、この改正に伴う経過措置としていたしまして、この法律の施行日後に退職した者で組合員期間が一年未満の

ものにつきましても、施行日前の組合員期間が六カ月以上あれば、一定の要件のもとに、通算退職年金の支給を行なうこととしたしております。

その三は、第三十八条の退職一時金についてであります。退職一時金の支給要件としての組合員期間は、従来六カ月以上二十年未満でありましたが、これを一年以上二十年未満としております。六カ月を一年といたしましたのは、通算退職年金の場合と同様でありまして、このことに伴う経過措置も通算退職年金の場合と同様に講ずることとしたしております。退職一時金の給付につきましても、その給付額の算定の基礎となる額は、別表第一に定めておるのでございますが、これを改正いたしまして、たとえば組合員期間十年の場合、従来平均標準給付の日額の二百日分でありましたが、これを二百四十五日分とし、最高の十九年六カ月以上二十年未満の場合、従来四百八十五日分でありましたが、これを五百十五日分としております。

その四は、第三十九条から第四十四条までの障害年金についてであります。障害年金につきましては、これを職務上傷病による障害と対象とする職務による障害年金と、職務外傷病による障害と対象とする職務によらない障害年金とに区分してあります。まず、支給要件としての組合員期間でありまして、従来は、職務上傷病によるものと職務外傷病によるものとの区別なしに一律に六カ月以上でありましたが、この改正では、職務による障害年金については組合員期間を問わないこととし、職務によらない障害年金については組合員期間一年を経過した後の傷病による

障害と対象とすることとしたしております。次に、障害年金の支給要件としての障害の程度は、従来は一級及び二級でありましたが、これを他の共済組合制度における障害の程度の区分に合わせて、一級、二級及び三級に区分することとしたしております。障害年金の額は、従来一級は平均標準給付の年額の百分の四十一・七（五カ月分）、二級は同じく百分の三十三・三（四カ月分）でありましたが、これを職務による障害年金については、それぞれ平均標準給付の年額に対して一級百分の八十、二級百分の六十、三級百分の四十とし、職務によらない障害年金については、同じく一級百分の五十、二級百分の四十、三級百分の三十といたしております。これらは基本額でありまして、組合員期間に対応して加算がなされることとなります。加算額は、従来は組合員期間十年をこえる二十年に達するまでの一年について平均標準給付の年額の百分の〇・八（三月份分）、二十年をこえる一年について同じく百分の一・一（四月份分）でありましたが、この改正では、職務による障害年金については二十年をこえる一年について平均標準給付の年額の百分の一・五、職務によらない障害年金については十年をこえる二十年に達するまでの一年について平均標準給付の年額の百分の一・二、二十年をこえる一年について同じく百分の一・五としてあります。なお、最低保障額及び最高限度を設けることとし、最低保障額については、一級は四万七千五百二十円、二級は三万五千五百二十円、三級は一万九千八百二十四円とし、最高限度については平均標準給付の年額の百分の百といたしております。な

お、職務による障害年金につきましては、労働基準法の障害補償または労働者災害補償保険法の障害補償費との調整をすることとし、これらの給付が始まってから六年間は、この共済組合からの給付のうち、一級の障害年金者については平均標準給与の年額の百分の三十、二級の障害年金者については同じく百分の二十、三級の障害年金者については同じく百分の十に相当する額の支給をそれぞれ停止することとしたしております。

その五として、第四十五条の障害一時金について申し上げます。障害一時金の支給要件となる組合員期間は、従来は六カ月以上でありましたが、他の共済組合制度にならって一年以上としたしております。障害一時金の額は、従来は平均標準給与の月額の十カ月分でありましたが、これを十二カ月分に引き上げることとしております。なお、労働基準法の障害補償または労働者災害補償保険法の障害補償費の支給対象となる障害については、障害一時金の支給対象から除外することとしたしております。

その六は、第四十六条から第四十九条の二までの遺族年金についてであります。遺族年金については、従来、組合員期間十年以上二十年未満の者が組合員または任意継続組合員である間に死亡した場合は平均標準給与の年額の百分の八・三（一カ月分）を基礎として、これに十年をこえる一年につき百分の〇・八（三日分）を加算した額を支給し、組合員期間二十年以上の者が死亡した場合は退職年金の二分の一の額を支給することとしておりましたが、この改正では、職務上傷病により死亡し

た場合には組合員期間を問わず平均標準給与の年額の百分の四十を支給し、組合員期間が二十年をこえる者が職務上傷病により死亡した場合には退職年金の二分の一の額を支給し、組合員期間が十年以上二十年未満の者が組合員または任意継続組合員である間に職務上傷病により死亡した場合及び組合員期間十年以上二十年未満で障害年金を受けている者が職務上傷病により死亡した場合には平均標準給与の年額の百分の十を支給し、さらにまた組合員期間が十年未満の者が職務上傷病による障害年金を受けている者が死亡した場合に平均標準給与の年額の百分の十を支給することとしております。これらは基本額でありまして、職務上傷病による死亡につきましては組合員期間二十年をこえる一年について平均標準給与の年額の百分の一・五が、また、職務上傷病による死亡につきましては組合員期間十年以上二十年未満の者の死亡の場合その十年をこえる二十年に達するまでの一年について平均標準給与の年額の百分の一が加算されることとなります。なお、二万一千三百六十円の最低保障額を設けるとともに、職務上傷病による死亡の場合につきまして平均標準給与の年額の百分の六十という最高限度を設けることとしております。また、職務上傷病による死亡の場合について労働基準法による遺族補償または労働者災害補償保険法による遺族補償費との調整をすることとしておりましたが、これらの給付があったときから六年間は、この共済組合からの給付のうち平均標準給与の年額の百分の二十に相当する額の支給を停止することとしたしております。

その七は、第五十条の遺族一時金についてであります。遺族一時金の支給要件としての組合員期間は、従来六カ月以上十年未満でありましたが、これを一年以上十年未満としております。六カ月を一年としました理由は、通算退職年金や退職一時金について申し上げたことと同様でありまして、このことに伴う経過措置も退職一時金等の場合と同様に講ずることとしたしております。遺族一時金の額は、たとえば最高の組合員期間九年六カ月以上十年未満の場合は、従来平均標準給与の月額の百九十分分でありましたが、これを二百二十十分分に引き上げることとしております。

次に、第五十一条及び第五十二条の改正は年金者遺族一時金の制度を廃止することでありまして、年金者遺族一時金の制度は、たとえば退職年金受給者が死亡した場合に通常はその者の遺族に遺族年金が支給されることになるのでありますが、遺族年金の支給を受けることができる遺族は死亡した組合員の収入によって生計を維持していたこと等の要件を満たしていることが必要であり、これらの要件を備えている遺族が全くないときに遺族年金受給者としての遺族よりも広い範囲に遺族を求めて、所定の額を支給するという制度であります。要するに死亡した組合員が積み立てた掛金の払い戻ししないし持ち分処分の方より生活保障の見地を重視するという趣旨から他の共済組合制度では、その改正の際に、この制度を廃止いたしております。この改正においても、他の共済組合制度の改

正の方向にならって、この制度を廃止することとしていたのであります。以上御説明申し上げましたが第三十六条から第五十二条までの改正が給付内容にかかるとする主要な改正点の概要であります。次に、その他の改正点につきまして、順を追ってご説明いたします。第十七条は任意継続組合員に関する規定であります。従来任意継続組合員になろうとする者は、所定の掛け金を添えて組合に申し出るようになっておりましたが、組合員の便宜を考慮いたしまして、その資格取得の申し出の際には掛け金を添えることを要しないこととし、その申し出の受理の通知を受けてから後所定の期日までに所定の掛け金を納付すればよいこととしております。

第五十四条から第五十八条までの改正は、掛け金についての規定の改正であります。この中で、第五十六条におきましては、任意継続組合員が資格取得の際に納付すべき掛け金について定め、また、第五十六条の二におきまして、組合は掛け金の繰り上げ徴収を行ない得る旨の規定を新設することとしたしております。

第六十三条から第六十七条までの改正は、審査会についての規定の改正であります。審査会の審査事項として組合員もしくは任意継続組合員の資格の決定、第五十八条の規定による滞納処分についての不服を追加いたしております。

第七十条の改正は、組合の余裕金の運用について、農林漁業団体への貸し付けができる道を開いたものであります。

最後に、附則について御説明申し上げます。

附則第一条は、この法律の施行期日でありまして、施行期日は、準備期間を考慮して、この法律の公布の日から起算して六カ月をこえない範囲で政令で定める日としたしております。

附則第二条は、標準給与に関する経過措置であります。標準給与につきましましては、標準給与の月額の表が改正されることに伴い、すべての組合員の施行日以後の標準給与が改正後の表によって位置づけられたものとなるようにする等所要の措置を講じております。

附則第三条以下は、おおむね給付に関する経過措置でありまして、その内容における主要なものは、まず第一に、施行日前に給付事由が生じた給付は、改正前の法律の例によるものとしております。第二に、施行日の前後にそれぞれ旧法組合員期間と新法組合員期間とをもち者に対する給付は、原則として、旧法組合員期間については改正前の法律の給付率をもって計算し、新法組合員期間については改正後の法律の給付率をもって計算し、その合算額とすることを定めております。第三に、旧法組合員期間に引き続く新法組合員期間を有する者ですでに改正前の法律の規定による支給要件を満たしているものについては、改正後の法律の規定によれば給付を受けることができないう場合でありましてその期待権を尊重する趣旨で所要の経過措置を定めております。

以上がこの法律案の主要な内容でございます。

されることになれば、それをまた政府として認めるということになれば、これは将来季節乳価を認めるようなこと

になるおそれもあるわけであります。ですから、これは生産者の立場から見ても、国会の立場から見ても、年間を通じて正常に生産される牛乳の取引が、会社側の一方的な意思に基づいて、季節的に一定期間値段が下げられるということになると、これは何か季

節乳価を実績として認めるような事態が出てくるおそれが非常にあるわけがあります。ですから、この点は非常に警戒する必要があります。これは、これが、これに対して農林大臣としては、これをあくまでも一年を通じて正常な取引でなければならぬ、価格面においてもそうであるべきであるということ、今後行政的に措置されるか、あるいは指導なさるお考えがあるか、その点はいかがですか。

○赤城国務大臣　私は、いまもお話のように、年間を通じての価格にするよ

うに指導いたしたいと思います。ただし、こういうことは考えられます。一年間において、そして冬場を下げ

るということではなく、一年間の上に夏場を上げるといふようなことで、季節的にきめるということならば、これは当事者同士できめることでございますから、私は、これはそういうきめ方もあるいはあり得ると思います。だから、下げるのでなく、きめておいた上へ上げるという考え方のもので当事者

同士できめるといふことでありますな
らば、私はすすめていい、こういうふ
うな考えを持っております。

○芳賀委員　そうしますと、あとでお
尋ねしますが、たとえば年間を

通じて、價格的には安い時期の價格と
いうものがあくまでも基本であつて、
そうして夏場等の價格というものは、
それにプラスアルファという形で積み
上げられた價格であるという御判断の
ようですが、しかし、これは悪用され
ると、むしろ逆効果を生むおそれがあ
るわけですから、やはり行政の態度と
しては、年間を通じて適正な價格で、
取引價格というものが契約等の面で締
結されて、そして特に生産を促進す
べき点については、単に会社だけの意
思でそういうことをやるのではなく、
やはり政府の方針として、会社側の
生産者に対する生産促進等の協力的
措置については、政府がこれを指導す
る、そういうところにやはり持つて
いって、もう必要があると思ひます
が、その点はいかがですか。

○赤城國務大臣 そのように考えてお
ります。ことに今度の調停あるいは価
格安定、基準價格等の決定につきまし
ては、この委員会等においても議論が
ありましたが、私も痛切に感じていた
ことは、いまの酪振法あるいは畜産物
の價格安定法によつては、もう壁に突
き当たつてゐる、どうしてもこれは改
正するといふ、国の方で、どうして
ういふうに金を出すかという問題等
も含めて——しかし、これは業者の
もつて持たないといふ、業者のため
にやるといふことになつてはいけな
いと思ひます。業者は業者として合理
化して、そして金を出せるような形が
前提でございます。そういう前提のも
とに、政府でどういふ形で生産者に
金を出すという形か、これはいまも
う壁に突き当たつております。そうい

ことを痛切にいま感じているわけで
ございますから、私は次の国会までには
そういう案をつくつていきたい、こ
ういふことを考えているわけございま
す。

○芳賀委員 ただいま酪農振興法並
に畜産物價格安定法は、現状におい
てはこれは不十分である、改正の意図を
示されたわけでございますが、特に酪
振法の改正の問題等について、今回の
中央調停にしても、これは法律的な明
確な根拠が非常に貧弱なわけであ
ると、ええ、手になる職権あつて、さ
うか、大臣の職権による勧告とか、さ
ういふ根拠というものがなければなら
ない、あくまでも調停審議会の努力に
よるあつて、それから、これら点につ
いては、何れも明年を待たなくても、こ
の点はいけないうことをお気づき
になつた場合には、まだこの国会の会
期も相当あるわけでございますからし
て、すみやかにその欠陥と認められ
る点の改正等については、当然われ
れ国会としても協力して十分なものに
する用意はあるわけですからして、こ
際、特に酪振法の改正については、契
約あるいはあつて、調停とか、さうい
う問題についての改正も必要であり
ますが、特に大臣の公約の一つである、
畜産牛乳による学校給食の積極的な実
施の問題等についても、われわれとし
ては、これは単独法を制定して行な
うべき、ないかというふうな考え方
でございます。政府の方では、酪振法の改
正の中で措置されたいというふうな意
向のようでありますが、これらも、当
然今国会に法律改正という形で提案さ
れるべきであるというふうにわれわれ

は考えておるわけです。この法律の改
正については、現在の時点において、
農林大臣としてはいかような判断に立
たれておるのですか。

○赤城國務大臣 労働関係等における
調整的な仲裁裁定とか、あるいは強制
力を持たせたいというふうなことも考
えられないわけでもございせん。しか
し、現在の段階におきましては、法制
上あるいは制度上いろいろ問題がある
ように私も考えます。そこで、酪振法
や價格安定法等の改正によつて、国が相
当介入できる、財政的や何かで介入で
きる、まあ、米のようなわけにはま
りませんが、結局そういうふうな形が
できるときに、同時にそういうことを
考えていくべきじゃないかと思つて
います。ですから、いまそういう当事者
の調停にまかして置いて、それに対
しての政府としての権限は持つており
ません、両方承諾しない場合に、これ
も一つの調停制度そのままで終わつて
しまふ、これはいいですね、きまらな
い場合の欠陥のように私も感じます。
しかし、いまそれだけを酪振法の改正で
入れようというのには、まだ私も研究
が十分でございせん。そういう欠陥
があるといふことは私も認めていま
すが、十分検討しております。です
が、全体的に酪農あるいは畜産の振興
に伴う根本的といふものは、相当な改
正を必要とするので、来国会のときに
この問題も解決をいたしたい、こ
う思つています。今度の改正等にお
きましては、学校給食等になま牛乳を
主としてやつていく、こういう線に切
りかえる方面は提案したい、こ
う考えております。

○芳賀委員 そうしますと、学校給食
関係の酪振法改正は、今国会にお出し
になるということなんでしょうね。

○赤城國務大臣 そういう方針でいま
進めております。

○芳賀委員 次に御尋ねしたいのは、
これは畜肉並びに乳価と非常に関係が
あるわけでありまして、当委員会の決
議においても、酪農の経営あるいは安
定のために現在政府の講じておる飼料対
策といふものが、非常に消極的であるわ
けでして、この点については確固たる
飼料対策を確立すべきであるといふこ
とを指摘しておるわけでありまして。特
にしばしば当委員会の問題になりまし
た政府手持ちの輸入ふすまあるいは増
産ふすま、専管ふすま等を中心とし
た、いわゆる食糧会計の中で政府が扱
うところの政府手持ち飼料の價格の安
定、それを基本にして、三十九年度の
飼料全体の價格の安定あるいは需給安
定等については、これは年当初に明確
にならぬと非常に混乱を生ずるおそれ
があるわけでございますから、ここ
でまず明らかにしていただきたい点は、
三十九年度の畜産物の價格に対する決
定をされたわけでございますが、同時
に、三十九年度の飼料の價格安定ある
いは需給安定等についてはどのような
方針で臨むわけであるか。

は予算價格が上つております。しか
し、いろいろの御議論もあつて、情
勢も判断いたしました、これは現状
どおりで値上げしないという方針で進
むつもりでございます。とりあえずと
いたしましては、これは財政当局とも
話し合ひましたが、六月は全然上げ
ない、六月以後におきましていろいろ
なる方策を考えますけれども、考へて
も、これは上げるべきものじゃないと
いう結論に持つていきたいといふこと
です。年間を通じてこれは現状のま
まにしたい、こういう方針で進めてお
りますから、それを強く押し通すつ
てもございせん。

○芳賀委員 それでは飼料問題につ
いては、大臣の力強い言明があつた
ので、それに期待することにしたしま
す。

最後に、牛乳並びに畜肉の價格決定
について、二、三明らかにしてもら
たいと思つておりますが、当委員会から
は、私ももちろんであります、長谷
川委員、谷垣委員が、いずれもこの国
会の承認を得て審議会委員として出席
したわけでございます。われわれとし
ては、今度大臣がおきめになつた價格
に対しては、率直に言つて非常に不
満足であります。しかし、ただ、答申が三
様に分かれておるわけでございます
が、いずれの答申を大臣が尊重なさ
るか、これは大臣の権限にかかわること
でございますからして、それは特に追
及する考えはありません。しかし、今
度の審議会は、三日間、しかも四日
の午前二時に及んで答申を行つたわ
けであります、その間、大臣は日韓
漁業交渉に当たられたので、ほとんど
審議会には御出席がなかつたのです

が、今後運営上考えてもらいたいことは、第一は、委員の人の選の問題であります。国会関係の委員以外は大任の権限において選任されるわけであり、選任にあたっては、畜産物価格安定法の目的が邦にあって、審議会は何を審議しなければならぬかということ、理解できる人物をぜひ選んでもらいたいわけですね。当然生産される牛乳の価格あるいは畜肉の価格は、農民が生産したそれらの畜産物の価格はいくばくであるのが適当であるかということ、まず判断しない限り、価格問題を論ずることはできないと思う。それをただ需給関係とか消費者の立場だけを頭にに入れて、何でもかんでも安くさえあればいい、現状据え置きであらばいいというような主張や、あるいは大蔵省の旧官僚を毎年選んでおられますが、これらの人間は、政府の試案よりもまだ安くすべきであるというような、こういう強力な主張を行なっておられるわけですね。もちろん、それは大蔵省の優先のような形で、財政面だけを考えた意見とわれわれは考えるわけですが、この法律の目的が、農民の生産した牛乳や豚肉の価格というものは、幾らが適当であるかということ、幾らが適当かということになれば、やはり一番の材料は、毎年農林省が行なっている統計調査部の生産費調査というものが、今日の段階において一番正確の度合いが高いと思うわけですね。これらを振り向きもしないで、一顧だにこれを検討しようという、ただばく然と現状据え置きとか、安いほうがいいというような、そういう意見が多数を占めるような審議会の構成であつては、適正な答申はできないと思うのです。われわれは、答

申というものは、当然一本にまとめる努力をして、それを大臣が尊重して、最も適当な価格を決定するべきであるというところで、鋭意努力したわけですが、こういう法律を知らない、理解できないような委員が多数を占めておられる場合は、答申の一本化というものはどうしても困難でありますから、これは期限一年ずつです。来年度委員の選任に当たっては、少なくとも常議的に法律をわきまえて、その精神を理解して審議に臨むような、そういう委員をぜひ選んでいただきたいわけですね。それからもう一つは、われわれ毎年指摘しておる点であります。審議会の会長をやっておる人物が、事務局と協力して政府の試案を作成しておるという点であります。これはあくまでも大臣が任命した委員というものは、中正な立場に立つて議論を展開すべきであつて、当局とぐるになつて、わざとわざと高率等に基づいて試案の作成に協力して、それを主張するような立場で、いやしくも審議会の会長が行動するということ、これは今後これは断じて避くべき点だと思つておられます。従来三年という状況がわれわれはまああたりに見て指摘しておる点であります。これは明年から厳重に慎んで申し上げるわけですね。それからもう一つは、生産費調査というものは、政府自身に尊重されていいのです。統計調査部と畜産局は違つたところを言われるかもしれない、しかし、同じ農林大臣の所管のもので、同じ農林大臣の業務というものを分担して、そうして統計

調査部は、予算は非常に少ないけれども、その中で一生懸命統計調査の仕事をしておられるわけですね。ですから、これが一〇〇%完全なものであるというふうにはわれわれは見ることができません。不完全な点があれば、十分必要な予算的な措置を大臣のほうで講じられて、そうして確実な生産費の調査というものが、農産物あるいは畜産物全体にわたつて行なわれるようなことになれば、一体、毎年度の牛乳の生産費あるいは豚や牛の飼育の生産費はどのくらいかかるものであるかという判断というものは、これはできるわけですね。この判断をわれわれは非常に重視したわけですが、たとえば農林省の生産費調査の場合の自家労働の評価は、御承知のとおり、農村における雇用労働を基礎として生産費を算定しておられるわけですね。したがって、三十七年度の牛乳とか豚肉の生産費の場合の自家労働費の計算は、雇用労働として一時間当たり七十二円、一日大体五百五十円程度が自家労働費として計上されておられるわけですね。したがって、これをたとえば米価算定の場合と同じような都市の近郊労働という大きなことで評価した場合においては、大きな格差が出てくるわけですね。去年、今年、また御決定になった価格から、生産費あるいは自家労働というものを分析してみた場合においては、おそらく今年度の牛乳の価格あるいは豚肉の価格の中に、この自家労働というものは、この農林省が調査している農村雇用労働を確保することは不可能だと思つておられます。それより大幅に下回ると思つておられる、大臣も大体御判断できると思つてお

です。そうですね。そうしますと、一方向的に生産者にだけ大きな価格上のしわ寄せが及んで、それがまた明らかになつておらないという点は、非常に問題になる点であります。たとえば先ほど報告されました価格等についても、これを分析した場合においては、三十九年度における牛乳の生産費あるいは豚の生産費の自家労働費というものは、一日どのくらいにしかならないというところを、あわせて参考として発表されて当然だと思つておられます。こういう点に對しては、農林大臣としてどのようなお考えの上に立つておられるわけですか。

○赤城国務大臣 第一に、委員の選任の問題でございますが、委員の選任につきましては、お話しのように、この価格安定の法律というものの趣旨を十分理解してもらつておられる人を選ばなければ、こういう御説は私も賛成でございます。やはりその審議会、委員会の目的に沿つたような人を選ぶように、慎重に考慮したいと思つておられます。

第二に、審議会の会長が農林事務当局と一緒に試案を作成すると公正を欠くじゃないか、こういうことでございます。審議会の事務を助けるために、農林省の事務当局も当然事務を助けるべくいておられますが、試案をつくるために公正を欠くようなこと、手伝つたり手伝わるといふことは、少し行き過ぎていると思つておられます。この点はよく注意いたします。事務の手伝いという点は御了承願ひたいと思つておられます。

第三に、この答申がいろいろであります。生産費の調査等につきましても、統計調査部というものに信頼を置くべきじゃないか、確かにそのとおりでございます。いろいろ不完全な点につきましても、いろいろお話しのように予算等の措置もとつて、なお一そう完全なる調査ができるようにいたします。ただ、畜産のほうは非常に成長過程で、最近における発達がぐつと伸びてきましたので、この方面などの統計につきましては、十分だとは私も考えておりません。しかし、これは統計が基礎でございますから、一そうしっかりと統計ができるようにいたしたいと思つておられます。

それから算定方法でございますが、いまお話がありましたように、自家労働を換算すると、生産費の調査の自家労働より、今度の告示価格は低くなると私も思つておられます。実はそういう面でも苦心をいたしましたのでございますが、何しろ、いまの取引関係が、豚は別でございますが、牛乳等につきましても、相手方が一々よく社会党なんかでは独占資本と言つておられますが、私は独占資本といふのはどうかと思つておられます。一般に市販できるといふか、直接市場に売り出せるというふうなものでなく、相手方がきまつておられるようなこと、そういうこと、ございまして、一方においては生鮮食料品のやうなもので、不売とかなんとかいふことができない生産者の立場もございまして、そういうことから、生産者としても取引上非常に不利な点もございまして、一方また、業者のほうにおきましても、去年の復元などやつてみましても、一度に金は払つてない。ことしの九月までに金を払うというふうな事情のようでございます。しかし、私は、

土地改良法の一部を改正する法律案につきまして、その後地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴い必要となりました技術的修正等による補正を加えて、さらに第四十四回国会に提出いたしました法案と同様のものであります。この改正案の内容は、おおむね七

つの主要事項に区分することができると考えられますので、この区分に従いまして御説明をいたしてまいりたいと存じます。

第一は、法律の目的の改正であります。これは、提案理由で説明がありましたが、土地改良法の目的が、農業基本法に掲げられている政策目標の達成に資することにある旨を明定することにより、今後の土地改良事業の進むべき方向を明らかにしたものであります。なお、第一条第二項を改正し、土地改良事業の施行にあたっては、その事業は、政令で定める計画基準に準拠するものでなければならない旨の規定を削除し、これとおおむね趣旨の規定を、土地改良法の設立についての適否、決定の基準、国営事業及び都道府県営事業の計画の決定の要件等として規定することにいたしておりますが、これは、個々の事業の施行の前提として、具体的にこの計画基準を適用することにより、事業施行の適正化を期したものであります。

第二は、土地改良事業の拡充及び整備をはかったことであります。

まず、土地改良事業を、農地すなわち耕作の目的に供される土地のほか、いわゆる草地すなわち主として家畜の放牧の目的または養畜の業務のための採草の目的に供される土地をも含めた農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業として、土地改良事業の範囲を拡大することとしたし、これに伴い、従来の開田又は開畑の事業を農用地の造成の事業に改め、農地についてのみならず、草地の改良、開発等の事業につきましても、本法に基づいてこれを実施することができるといいた

したのであります。また、農用地の造成事業につきましても、その施行の要件として、その事業の施行地域内の農用地以外の未墾地について事業参加資格を有する者の全員の同意を要することとしたのであります。これは、未墾地からの農用地の造成が土地の形質及び利用目的を根本的に変更するものでありますことから、事業参加資格者の三分の二以上の同意がありましても、未墾地にかかる事業参加資格者で同意しないものがある場合には、強制的に当該事業を施行し得る方式をとることが穩当を欠くと考えられたためであります。

ただ、全員の同意を得ることが困難な場合が予想されますので、このような場合に対処して農用地造成事業の円滑な施行に資するために、関係資格者のうちに同意しない者がある場合には、発起人等が関係者と協議して、所有権の移転または利用権の設定等の方法により、全員の同意を得るために必要な措置を講ずることとしたし、そして、それでもなお同意が得られない場合には、都道府県知事が関係者の意見を聞いて、あつせんまたは調停を行なうことができることとしたしたのであります。

次に、農業の生産性の向上をはかるため機械化を促進する等の観点から見まして、圃場条件を整備することが急務であると考えられますので、このいわゆる圃場整備事業を円滑に実施するために、区画整理事業の範囲の拡充と換地計画に関する規定の整備を行なうこととしたしております。まず、区画整理事業につきましても、これを本来の区画形質の変更の事業

と、これと付帯して施行することを相当とする農用地の造成の工事または農用地の改良もしくは保全のため必要な工事の施行とを一体とした事業といたしまして、これにより、圃場に直結する各種の土地改良事業を一つの施行手続をもって実施できることとし、手続の簡素化による事業の促進を期することとしたしております。

次に、換地計画及び換地処分に関する規定の整備についてであります。現行制度においては、換地計画の樹立を工事の完了後に行なう仕組みになっておりますこととの関連から、集団化のために十分な機能を發揮し得ないうらみがありますことにかんがみまして、今回の改正においては、換地処分が農用地の集団化その他農業構造の改善に積極的な役割を果たすものであるという観点に立つて所要の規定の整備を行なっております。すなわち、換地計画は、土地改良事業の工事の完了前に樹立することをたてまゑとするとともに、換地計画の決定及び認可の基準を明らかにするほか、換地計画において定めるべき事項、換地を定める場合の要件、換地を定めない場合の特例、新たに土地改良施設の用に供する土地についての措置、換地計画の変更手続等について規定の新設ないし改正を行なっております。また、一時利用地の指定につきましても、農用地の集団化に資するよう必要な規定の整備をいたしますとともに、換地処分の方法及びその効果等につきましても、この際、所要の規定の新設ないし改正をいたしております。

次に、交換分合に關してであります。が、上述のように草地を土地改良事業

に加えましたことの環としまして、農地相互間のみならず、農地と草地の間または農地相互間においても、交換分合を行なうことができることとする。とともに、従来の農業委員会、土地改良区及び農業協同組合のほか、市町村も、土地改良事業を施行する場合において交換分合を行なうことがその土地改良事業の効率的な施行と農用地の集団化その他農業構造の改善に資することとが明らかである場合には交換分合の事業主体となり得ることとしたしております。

第三は、土地改良長期計画の制度を設けたことであります。この制度を新しく設けました基本的理由は、農業基本法において農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等新たな観点に立つて諸施策を講ずべきことが要請されてくる今日におきましては、土地改良事業につきましても、長期の見通しの上に立つて農業基本法の趣旨に即応し得るよう計画的な事業の施行をはかるべきであるということにあります。この長期計画は、農林大臣が農政審議会並びに関係行政機関の長及び都道府県知事の意見を聞いてその案を作成し、閣議の決定を経て定められることになっております。計画が定められましたときは、その概要を公表いたしますとともに、国はこの計画の達成をはかるため、その実施につき必要な措置を講ずることとなっております。

第四は、土地改良事業の施行方式及び費用の賦課徴収の方法に関する改正であります。土地改良事業の実施の現況と土地改良事業の態様の変化等にかんがみまして、土地改良事業の適正かつ効率的な

実施を確保することができるよう制度を整備する観点から、事業の施行方式について、以下申し述べますような改正を行なうこととしたしております。すなわち、その一は、事業の総合的な実施をはかるための改正でありまして、相互関連性の深い二以上の土地改良事業をあわせて施行するための事業計画の決定または変更等の手続について規定の整備を行なうこととしたしております。

その二は、国営事業及び都道府県営事業の計画樹立に関する改正であります。まず、従来の申請に基づく事業のほかに、申請によらないで計画を樹立し得る事業の範囲を拡大いたしました。その事業による受益の範囲が広く、その工事に高度の技術が必要とする等、その事業の性質または規模に照らして適当と認められるかが排水事業等については、国または都道府県がみずから計画を定め、関係農民の三分の二以上の同意を得、かつ、異議申し立ての機会を与えた上で計画の確定と事業の施行を行なうことができることといたしまして、国及び都道府県による農業基盤整備事業の積極的な推進を可能ならしめることとしたしております。

また、国営事業及び都道府県営事業の計画の樹立または計画の変更につきましても、これらの事業が関係都道府県または関係市町村の利害に密接に関連するものでありますので、これら関係都道府県または関係市町村の長とあらかじめ協議を行なうことを事業開始の要件といたしまして、これにより、国、都道府県及び市町村を通ずる協力

体制のもとに事業の円滑な施行を期することといたしております。

次に、費用の賦課徴収の方法に関する改正について申し上げます。

まず、国営事業または都道府県営事業の負担金につきましては、従来、国がその費用の一部を負担または補助し、その残額の全部または一部を都道府県が受益者から徴収するか、またはその徴収にかえて、その受益者によって構成される土地改良区から徴収することとされているのでありますが、今回の改正においては、この従来の方式のほか、関係市町村がその議会の議決を経て同意した場合に、都道府県はその市町村に負担させ、その市町村がその負担した金額を受益者から徴収するという方法をとることができるとし、この場合において、防災事業等受益者以外を利するような事業については、政令の定めるところにより、市町村がその費用の一部を自己負担して残額を受益者から徴収することができる道を開いたのであります。

次に、農用地以外の土地についても利益を与えることの明らかな事業について、国、都道府県のほか、市町村も農用地以外の受益者から負担金を徴収し得ることとしたのであります。

第五は、土地改良施設の維持管理に関する規定の整備であります。

まず、土地改良区、市町村等がかんがい排水施設その他の重要な土地改良施設の管理を行なう場合には、その事業の実施の細目について管理規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない旨を規定し、土地改良施設の管理の適正化に資することといたしております。

次に、国営事業または都道府県営事業につきましては、従来やまやまと建設工事と工事完了後における施設の管理との間に結びつきを欠きまして、そのために、施設の管理、なかなかずく委託管理の適正な運用をはかることが困難でありましたことにかんがみまして、このような大規模事業によって造成される施設につきましては、事業計画の樹立の際あらかじめその施設の管理者及び管理方法に関する基本的事項を定めることとし、これに基づき土地改良区等に管理の委託を行なうことといたしまして、国営造成施設及び都道府県造成施設の管理の適正化に資することといたしております。

第六は、土地改良区の管理及び組織に関する規定の整備であります。

土地改良区は、土地改良事業の施行のための農業者の協同組織として、全国にわたって設立され、その数は一万三千の多きを数えておりますが、中には、運営が不健全であるか、またはその存立の基礎が必ずしも十分でないものも存するのであります。

そこで、今回の改正におきましては、従来のごとき一事業ごとに土地改良区を設立するという制度のためえを改めまして、一つの土地改良区で関連性の深い二以上の土地改良事業を行ない得ることとしてその手続を整備いたしましたほか、土地改良区の設立を規制するため、土地改良区の設立申請があつた場合において経理的基礎または技術的能力の有無等を適否決定の要件とするともに、土地改良区の合併につきましても、その手続を整備いたしております。

なお、土地改良区の管理運営の健全

化または適正化に資するため、役員、土地改良区に対する義務を明確にするとともに、その損害賠償責任に関する規定を整備することといたしております。

以上が今回の改正の主要事項であります。そのほか、土地改良事業の適正かつ円滑な実施をはかるため必要と認められる事項につきまして、所要の改正を行なうことといたしておりますので、これらの事項につきその要点を申し上げます。

従来土地改良区の事業計画の変更の手続とこれに関連して必要がある場合における定款変更の手続とがそれぞれ別個に行なわれる仕組みになっており、事業施行の円滑化の面から問題がありましたので、今回これを是正して同一の手続で行ない得るようにいたしました。

次に、国営事業及び都道府県営事業につきましても、農用地造成事業、区画整理事業の施行に伴い換地処分を行なうことが必要になってまいりましたので、国または都道府県が換地計画を定めて換地処分を行なうことができるよう所要の規定を設けることといたしました。

また、従来特定土地改良工事特別会計による事業は、かんがい排水事業及び干拓事業等に限定されておりましたが、かんがい用と防災用との共用のダムの建設工事を行なう必要が出てまいりましたので、かんがい排水事業とあわせて行なう防災事業を特別会計事業として行ない得るよう規定の改正をいたすこととしております。

次に、国営の干拓または埋め立ての事業によって造成されました干拓地ま

たは埋め立て地がその本来の目的に供されることなく、他の用途に転用され、その者が不当に利益を得ているという事例が生じておりますので、この事態に対処するため、干拓地または埋め立て地の配分を受けた者が土地取得後八年以内にその土地を転用した場合に、本来の負担金のほかその土地の造成に要した費用から本来の負担金を差し引いた額を限度として、特別徴収金を徴収することができるといたしました。

次に、国営事業によって造成された施設のうち土地改良区等に譲与し得るものの範囲を実情に即して拡大することといたしております。すなわち、国営事業によって造成された土地改良財産の譲与につきましては、従来道路法の認定外道路等に限定されておりましたものを拡充いたしまして、主として小規模な道路、用排水路その他の施設を直接の管理者たる土地改良区等に譲与することにより、その管理運営の簡素化をはかることとする等の改正を行なうことといたしております。

さらにまた、市町村または農業協同組合の行なう土地改良事業につきましても、土地改良区の行なう土地改良事業に関する規定の整備に対応して改正を行なうこととしておりますが、特に市町村の行なう事業につきましては、農用地造成事業に関する規定、農用地以外の土地にかかる受益者からの負担金の徴収に関する規定、土地改良区等からの土地改良施設の管理委託に関する規定等新たな規定を設けることといたしております。

最後に、附則につきまして一言申し上げておきたいと存じます。

附則においては、この改正法律の施行の期日をはじめ、この改正に伴い必要な経過規定のほか、草地の交換分合についての不動産取得税の免税のための地方税法の改正、特定土地改良工事特別会計による事業の範囲の拡大及び干拓地等の転用の場合における特別徴収金の徴収に伴う特定土地改良工事特別会計法の改正並びに農地法、土地区画整理法及び愛知用水公団法に関する技術的な改正を行なうことといたしております。

以上、この法律案の要点につきまして補足説明を申し上げた次第でございます。

○高見委員長 次会は、明日午前十時から理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十八分散会

昭和三十九年四月八日印刷

昭和三十九年四月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局